

令和4年第4回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 令和4年5月25日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和4年5月31日 午前10時00分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	吉澤光雄	2番	松澤千代子
3番	山寺はる美	4番	瀬戸純
5番	矢ヶ崎紀男	6番	津谷彰
7番	池田睦雄	8番	樋口博美
9番	舟橋秀仁	10番	小澤睦美
11番	小林テル子	12番	古村幹夫
13番	向山光	14番	岩田清

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
令和3年度辰野町一般会計補正予算(第18号)
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算(第6号)
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
令和3年度辰野町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
令和3年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
令和3年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
令和3年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第

- 2号)
- 日程第 9 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年度町立辰野病院事業会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 10 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予
算(第 1 号)
- 日程第 11 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 3 年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 12 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 4 年度辰野町一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 13 議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
辰野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについて
辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて
辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 16 議案第 14 号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 16 号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理
に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 18 号 辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 4 年度辰野町一般会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 4 年度辰野町保健福祉センター空調設備改修工事
(機械設備)請負契約について

日程第 23 議案第 21 号 令和 4 年度公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民
体育館）請負契約について

日程第 24 報告第 1 号 令和 3 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書
報告第 2 号 令和 3 年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書
報告第 3 号 令和 3 年度辰野町土地開発公社事業決算書及び令和 4 年
度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について
報告第 4 号 専決処分の報告について

日程第 25 請願・陳情等について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	住民税務課長	菅 沼 由 紀
保健福祉課長	竹 村 智 博	産業振興課長	赤 羽 裕 治
事業者緊急支援担当課長	岡 田 圭 助	建設水道課長	宮 原 利 明
会計管理者	上 島 淑 恵	こども課長	小 澤 靖 一
生涯学習課長	福 島 永	辰野病院事務長	今 福 孝 枝
社会福祉協議会事務局長	丸 山 貴 之		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 原 高 広
議会事務局庶務係専門員 有 賀 智 美

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 6 番 津 谷 彰
議席 第 7 番 池 田 睦 雄

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和 4 年第 4 回 6 月辰野町議会定例会を開会いたします。ここで、去る、5 月 5 日に元町長であらせられます小沢惣衛氏、辰野町の役場の議会事務局長、収入役などを経て町長に当選さ

れ4期、荒神山等の建物や色々な辰野の一番建設が上昇期というか時にですね、色々なインフラを整備されたり、名町長の誉れの高い方でした。更に5月21日に垣内基良県議会議員がご逝去されました。垣内基良議員は辰野町青年会議所の本当に元の創立メンバーでありまして、初代の理事長を務め町長を経て県会へ出られ県会では県議会は5期目でございます、その間に自民党の今、幹事長でございますけれども、県議会の議長も務められた大変ですね、辰野町に予算等を今度の災害などでも一番頼りになる方で、本当にご両名ともですね辰野の大切な人材であったんですけれども、残念なことに亡くなられたこういうことでございます。これはですね本当に痛惜の至りにたえないんでありますけれども、ここで両故人のご冥福をお祈りし、1分間黙祷をささげたいと思いますのでお願いしたいと思います。

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 黙祷。(一同黙祷) お直りください。

○議長

直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧ください。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第4回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町長

議員の皆さん、おはようございます。招集の挨拶の前に小沢惣衛元町長、また現職の県議会議員であった垣内基良元町長のご逝去を悼み、一言お悔やみを述べさせていただきます。小沢元町長におかれましては4期16年の長きにわたり、垣内元町長におかれましては1期4年、それぞれ先頭に立って町政をけん引いただき数々の功績を残されました。更に垣内元町長におかれましては、現在5期目にあたる県議会議員の要職にあつて、地方自治の推進と県民福祉の向上にご尽力されるとともに、国や県との重要な調整役として各方面でお力添え、ご指導をいただけてきました。ともに長きにわたり町の発展にご尽力、ご支援賜りました故人の生前のご活躍を偲び謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは改めまして第4回辰野町議会6月定例会の招集にあたりご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところご出席を賜り感謝を申し上げます。16日、日銀が発表した4月の国内企業物価指数は前年同月比

10.0%の113.5%で、14箇月連続の上昇、統計開始以来過去最高の水準となりました。ウクライナ危機による資源価格の高騰と円安による輸入価格上昇が影響したもので、企業内で吸収できず商品価格に転嫁される動きも目立ち、家計の負担増、景気の悪化が懸念される所々であります。18日、内閣府が公表した1月から3月期の実質GDP国内総生産の成長率も、前期比年率換算でマイナス1.0%と2四半期ぶりのマイナス成長に転落しました。一方、町の財政については昨年度経費節減の徹底等により、財政調整基金を取り崩すことなく運営することができました。景気不透明の中、当年度も引き続き厳しい財政運営が予想される所々ではありますが、経費節減、効率的な行政運営に努め財源確保を図り、コロナ禍における原油価格・物価高騰等に対応して、必要な生活者支援、事業者支援のための事業を展開するとともに、将来を見据えてデジタル技術の活用、カーボンニュートラル・脱炭素化、役場の組織力強化などの改革も積極的に推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症については、5月30日現在、上伊那圏域の感染警戒レベルは3で、一定の落ち着きを見せている所々ではありますが、家庭・職場内での感染のほか、経路不明の感染事例なども発生しているようで、町としても7月1日から始める、60歳以上の方と18歳以上の基礎疾患をお持ちの方の4回目接種の準備を進めておりますので、町民の皆様には、引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いする所々であります。

6月11日から第74回信州辰野ほたる祭りが開幕いたします。今年も昨年同様、感染防止のため歩行者天国等は行わず、地元飲食店等による「じもとイチ」や町内在住・通勤・通学の方と、町内指定宿泊施設の宿泊者に限定したホテル観賞など、例年とは異なる形での開催となりますが、町民の皆様には落ち着いた雰囲気の中で、地域の魅力を改めて見直す機会として存分に楽しんでいただければと思います。

また昨晩は「辰野ふるさとパートナー」でプロボクサーの小澤瑤生選手のWBO女子世界スーパーフライ級タイトルマッチが行われ、熱戦の末、悲願の世界チャンピオンの座を勝ち取りました。出産からわずか11箇月の復帰戦での快挙で、多くの町民に夢と希望を与えていただき、心からお祝いと感謝を申し上げます。引き続き辰野町出身の若者の皆さんの活躍を応援していきます。

さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、専決処分関係で令和3年度補正予算9件と、令和4年度補正予算1件、条例の一部改正3件、加えて条例の一部改正5

件、令和4年度補正予算1件、工事請負契約の締結2件の合わせて21議案であります。また、報告事項といたしまして、令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書など4件があります。なお最終日に18歳以下の子どもの医療費受給者負担金の無料化と低所得の子育て世帯生活支援特別給付金、住民税非課税世帯に対する臨時特別金とそれぞれについての町独自の上乗せ支給などを含む、令和4年度一般会計補正予算（第4号）、北沢東地区配水管布設工事請負契約の締結についての2件を追加議案として提案させていただく予定でありますので、よろしくお願いたします。提案時、それぞれご説明申し上げますので、原案可決、承認くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席6番、津谷彰議員、議席7番、池田睦雄議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（舟橋）

皆さんおはようございます。去る、5月25日に議会運営委員会を開催し、令和4年第4回辰野町議会6月定例会の会期並びに審議日程について、協議をいたしましたのでその結果について報告いたします。5月25日辰野町告示第13号によって辰野町長より、6月定例会を5月31日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、6月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致し決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同いただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり、決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月15日迄の16日間と決定いたしました。

日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、令和3年度辰野町一般会計補正予算(第18号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

はい。令和3年度辰野町一般会計補正予算(第18号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回は、町税、地方交付税等の歳入、各事業の事業費確定に伴う財源組み換え、不用額の整理、町債、基金繰入金の調整等による専決補正予算であります。補正総額2億4,033万9,000円の減額で、予算総額は104億279万6,000円となりました。以下、その大要を申し上げますと、歳入につきましては、町税、地方特例交付金、地方交付税、寄付金、繰越金等の追加、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、町債等の減額であります。歳出につきましては、総務費では、地域振興基金、財政調整基金、庁舎建設基金等への積立金、庁舎光熱水費の追加、上伊那広域連合負担金、地域おこし協力隊起業支援など各事業の不用額の整理が主なものです。民生費では、身寄りのない方が亡くなった際の埋葬に係る費用、国民健康保険特別会計繰出金等の追加、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、会計年度任用職員報酬等の不用額の整理が主なものです。衛生費では、霊園管理基金積立金、災害廃棄物収集運搬処理業務委託料の追加、ごみ処理に関する上伊那広域連合負担金、湖北行政組合負担金等の不用額の整理が主なものです。農林水産業費では、町単土地改良事業の水路改修工事、森林環境譲与税積立金の追加、経営ストックマネジメント事業負担金、松枯損木処理委託料等の不用額の整理が主なものです。商工費では、町合宿等補助金、ホテル保護育成協力金委託料等の不用額の整理、辰野町求人情報インターネット情報サイト取材業務委託料の財源組替が主なものです。土木費では、町営住宅整備基金積立金の追加、社会資本整備総合交付金事業及び道路メンテナンス事業の国庫補助減額による工事請負費、調査測量設計委託料、定住促進奨励金等の不用額の整理が主なものです。消防費では消防事業に係る上伊那広域連合負担金、退職消防団員報償等の不用額の整

理が主なものです。教育費では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学級閉鎖及び臨時休業中の保護者負担分給食費返金分の町負担金、文教施設整備基金及び教育振興基金積立金、両小野小学校組合負担金、町民会館光熱水費の追加、子育てのための施設利用給付金、両小野中学校組合負担金、町民会館自主事業経費、会計年度任用職員報酬等の不用額の整理が主なものであります。災害復旧費では重機使用料、農業用施設等復旧工事に係る費用の追加、補助金及び地方債対象事業の調整による財源組替、査定測量設計業務委託料の不用減額です。公債費では地方債の償還に係る元金、利子償還金の不用額の整理です。経費等の削減に努めた結果、財政調整基金については取り崩すことなく、災害対応や将来の事業に備え増収分の一部を積み立てることとしました。また繰越明許費ですが、各事業の補助金の確定時期または適正工事期間の関係等により、年度内の完了が困難であるため翌年度へ繰り越すものでございます。今回、現年災農業施設災害復旧事業等 21 件、7 億 2,760 万 4,000 円を追加しました。地方債補正ですが、各事業について事業費が確定したことにより金額を変更しました。以上のとおり補正予算の大要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤 (1 番)

主に積立金の事について質問します。町長挨拶、今の説明にもあるように、1 年をとおして財政調整基金をほぼ取り崩さず、更にいろんな基金をここで積み増しするという補正の提案内容になっているかと思えます。そこで現時点で基金の総額が前年度末に比べてどの位増える見込みなのか、見当がつく範囲でお知らせいただきたい点が一点、二点目はコロナ禍の下でもいろんな努力をされて、基本的に健全財政を維持してこれてるという理解でいいのか、その点について質問します。

○まちづくり政策課長

吉澤議員の質問にお答えします。18 号の補正予算につきまして今回積立金ができたとしましては、まず税収の増加が考えられます。個人住民税は令和 3 年度分の所得がコロナの影響により落ち込みが比較的少なく予想を上回ったことと、固定資産税は住民税同様コロナによる影響が少なく企業の設備投資は例年並みだった

ことが考えられます。また地方交付税につきましては現年災の災害による特別交付税が増加したこと等により、本年度の当初予算で昨年並みの繰入を考えておりましたが、潤沢な資産が得られたということが考えられます。また臨財債が昨年より大きく減少となっていることなどから今年度は余裕があるわけではございませんが、歳入のバランスを考えながらそれぞれの科目を確認しながら、健全財政を堅持していきたいと考えております。基金の積み立てにつきましては現在資料がございませんので確認をしましてお答えしたいと思っております。

○議長

そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、令和3年度辰野町一般会計補正予算（第18号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。日程第4、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、専決第2号、令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算（第6号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第2号、令和3年度辰野町上水道事業会計補正予算（第6号）について、提案理由をご説明申し上げます。1ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出ですが総額の変更はございません。資本的収入及び支出ですが不足する額2億1,311万7,000円を、不足する額2億1,000万8,000円に改めるものでございます。3ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出のことですが、当該年度の消費税及び地方消費税の額が確定したため消費税を100万円増額するものでございます。併せて予備費を100万円減額するものでございます。続きまして資本的収入及び支出の収入ですが、社会資本総合整備事業の町道1076号線、宮木の下町の消火栓物件移転補償

が確定しましたため、上水道事業、資本的収入の負担金に 310 万 9,000 円増額する
ものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上原案承認くださ
いますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 2 号、専決処分の承認を求める
ことについて、専決第 2 号、令和 3 年度辰野町上水道事業会計補正予算 (第 6 号)
を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議
ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は原案のとおり承認することに決しま
した。日程第 5、議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 3 号、
令和 3 年度辰野町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) を議題といたします。提案者
より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 3 号、令和 3 年度辰野町下水道事業会計補正予算 (第 3 号) について、提
案理由をご説明申し上げます。1 ページ目をお開きください。収益的収入及び支出で
す。下水道事業収入支出の予算の総額に収入支出それぞれ 2,000 円を追加し、収入
支出予算の総額を収入支出それぞれ 9 億 6,186 万 3,000 円とします。3 ページ目をご
覧ください。収益的収入及び支出の収入ですが、預金利息 2,000 円がありましたの
で受取利息及び配当金に 2,000 円を追加して、支出ですが予備費に 2,000 円追加す
るものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上原案承認くだ
さいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、専決第3号、令和3年度辰野町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。日程第6、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、専決第4号、令和3年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第4号、令和3年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億3,686万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億1,775万1,000円とするものです。内容につきまして7ページをご覧ください。はじめに歳入になります。収納額が確定となりました国民健康保険税のうち、一般被保険者分について2,666万3,000円を減額し、退職被保険者分については1万3,000円を減額するものでございます。8ページをご覧ください。国庫支出金ですが国庫補助金の交付額確定によりまして29万8,000円を増額するものです。9ページをご覧ください。県支出金です。県補助金の交付額確定により、普通交付金及び特別交付金合わせて2億2,375万2,000円を減額するものです。11ページをご覧ください。繰入金です。町の一般会計からの繰入金額の確定に伴い一般会計繰入金を出産育児一時金分として28万円増額します。また保険税等の減収等により基金繰入金を1,060万円増額し基金繰入金を2,360万円とします。12ページをご覧ください。諸収入です。延滞金加算金及び過料として58万8,000円を増額し、雑入として180万9,000円を増額します。どちらも金額の確定によるものです。次に歳出になります。13ページから14ページをご覧ください。総務費のうち一般管理費、連合会負担金、賦課徴収費及び運営協議会費について不用減額するものです。15ページをご覧ください。保険給付費のうち療養諸費については医療費の伸びが抑えられたことにより、一般被保険者療養給付費を1億8,435万5,000円、退職被保険者等療養給付費を1万円、一般被保

険者療養費を 196 万円、退職被保険者等療養費を 1 万円それぞれ減額します。16 ページをご覧ください。審査支払手数料 2 万 9,000 円増額、高額療養費についても医療費の伸びの抑えられた関係で一般被保険者高額療養費を 4,480 万円、退職被保険者等高額療養費を 1 万円、一般被保険者高額介護合算療養費を 1 万円、17 ページをお開ください。退職被保険者等高額介護合算療養費を 1 万円それぞれ減額します。次に葬祭諸費につきまして支給対象者の確定によりまして 125 万円を減額するものです。次に出産育児諸費について出産育児一時金対象者の確定により不足一人分の 42 万円を増額し、18 ページの方をご覧ください。傷病手当金につきましては 10 万円を不用減額するものです。19 ページをご覧ください。国民健康保険事業納付金については財源組替になります。20 ページをご覧ください。保険事業費のうち実績の確定により特定健診事業費を 235 万 2,000 円、保健衛生普及費を 87 万 2,000 円、21 ページをご覧ください。疾病予防費を 164 万 7,000 円それぞれ減額するものです。22 ページをご覧ください。基金積立金ですが基金利子分 4,000 円を国保支払準備基金に積み立てるものです。23 ページをご覧ください。諸支出金について償還金及び還付加算金を 52 万 1,000 円不用減額し、繰出金では直営診療施設勘定繰出金としまして診療所繰出金を 20 万円減額し、辰野病院繰出金を 459 万 4,000 円増額するものです。25 ページをご覧ください。予備費を 262 万 7,000 円減額します。以上、提案内容を申し上げました。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 4 号、令和 3 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は原案のとおり承認することに決しま

した。日程第7、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、専決第5号、令和3年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第5号、令和3年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ457万6,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。はじめに歳入についてでございます。診療収入の確定によりまして第一診療所診療収入につきましては42万1,000円を減額、川島診療所診療収入につきましては7万3,000円を増額するものでございます。7ページをご覧ください。繰入金のうち他会計繰入金を20万円減額するものです。8ページをご覧ください。諸収入のうち雑入を2,000円を減額します。9ページをご覧ください。国庫支出金のうち新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金について第一診療所分を4万4,000円、川島診療所分を2万7,000円それぞれ不用減額するものです。次に歳出につきまして10ページをご覧ください。総務費では施設管理費のうち第一診療所施設管理費を16万円、川島診療所施設管理費を9万7,000円それぞれ不用減額するものです。医業費は第一診療所分を27万4,000円、川島診療所分を9万円それぞれ不用減額します。以上、提案説明を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、専決第5号、令和3年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。日程第8、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて、専決第6号、令和3年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第6号、令和3年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ844万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億478万1,000円とするものです。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入になります。後期高齢者医療保険料のうち特別徴収保険料の現年度分を実績によりまして69万円増額、普通徴収保険料のうち現年度分を888万3,000円、滞納繰越分を5万円減額するものです。7ページをご覧ください。諸収入については保険料還付金を18万8,000円、延滞金を9,000円を減額するものです。次に歳出についてです。8ページをご覧ください。後期高齢者医療広域連合納付金のうち後期高齢者医療徴収費の負担金保険料納付金を820万円、利子及び割引料を18万8,000円それぞれ不用減額するものです。9ページをご覧ください。予備費について5万2,000円減額するものです。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて、専決第6号、令和3年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。日程第9、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて、専決第7号、

令和3年度町立辰野病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第7号、令和3年度町立辰野病院事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入につきまして1億3,866万3,000円を追加し、総額を22億7,372万7,000円とし支出につきましては4,303万9,000円を追加し、総額を22億9,827万6,000円とするものです。2ページにいきまして資本的収入に120万3,000円を追加し総額を4,608万1,000円とし、支出につきましては8,000円を追加し、総額1億6,905万9,000円とするものでございます。詳細につきましては7ページをご覧ください。医業収益のうち入院収益、外来収益ともに増収が見込まれたことによる補正です。公衆衛生活動費につきましては主にコロナワクチン接種件数の実績による増額です。医業外収益ですが国庫補助金としまして新型コロナウイルス感染拡大防止対策継続支援ということで323万4,000円、コロナワクチン接種協力金として2,927万2,000円、国保特別調整交付金としまして国保会計経由で459万4,000円、その他医師定着化助成としての2万円でございます。訪問看護事業及び居宅介護支援事業につきましては、当初の見込みを下回る見込みとなったため減額するものでございます。続きまして支出になります。8ページをご覧ください。医業費用のうち材料費、特に注射薬ですが高額な注射薬の使用によるものです。またその他薬品費につきましては、検査の試薬の増によります。資産減耗費につきましては診療材料の棚卸による減耗です。固定資産の除却については医療機器の買い替えによる除却と、資産台帳の見直しを行ったことによる除却となります。消費税につきましては額の確定による増額でございます。9ページをご覧ください。資本的収入につきましては企業債の確定による減額でございます。国庫補助金として新型コロナの補助金、またオンライン資格確認システム導入の補助金でございます。10ページになりますが資本的支出では企業債の償還金の一部が昨年利率の見直しがされ、0.1%から0.004%へ変更になったことに伴い元金の返済額に変更が生じたため補正するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて、専決第7号、令和3年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。日程第10、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて、専決第8号、令和3年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第8号、専決第8号、令和3年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第1号)を提案するにあたり、提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,645万5,000円とするものでございます。内訳につきましては、6ページをご覧ください。歳入では、負担金は新規加入者負担金2万円の減額、7ページの使用料は告知システム使用料36万円の減額、手数料は告知システム広告利用等手数料1万6,000円の減額、8ページをご覧ください。利子及び配当金は基金利子1万1,000円の増額、9ページをご覧ください。繰越金は159万円の増額であります。歳出では、10ページの一般管理事務は一般会計繰出金200万円を増額、維持管理費は修繕料79万5,000円の減額であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて、専決第8号、令和3年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正

予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり承認することに決しました。日程第11、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて、専決第9号、令和3年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第9号、令和3年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,765万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,292万9,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入でございます。6ページの介護保険料は収入額の確定により581万3,000円を減額するものです。7ページの手数料は督促手数料を1万1,000円減額するものでございます。8ページの国庫支出金9ページの支払基金交付金、10ページの県支出金、11ページの繰入金につきましては、歳出における介護保険サービス給付費や地域支援事業費等の1年間の給付実績に基づき、第1号被保険者、国、社会保険診療報酬支払基金、県、町それぞれの財源負担割合に応じて予算額を調整するものでございます。8ページの国庫負担金は83万円を減額し、国庫補助金を2,753万6,000円増額、9ページの支払基金交付金を1,515万3,000円減額し、10ページの県負担金を763万4,000円減額、県補助金を173万2,000円減額し、11ページの一般会計繰入金を918万9,000円減額、基金繰入金を2,508万5,000円減額するものでございます。12ページの諸収入は13万1,000円の減額で、総合事業の「よつば」、リハビリ教室利用者の減少によるものでございます。13ページの財産収入は39万2,000円の増額で、介護給付準備基金積立金の利子でございます。14ページの歳出でございます。総務管理費28万3,000円、徴収費の18万4,000円、15ページの賦課徴収費の18万4,000円は人件費、需用費等の不用減額でございます。介護認定審査会費は26万円の減額でございます。16ページの保険給付費は6,582万3,000円の減額で、介護保険サービス等諸費の減額が主なものでございます。17ページの地域支援事業費のう

ち包括的支援事業・任意事業費は705万9,000円の減額で、地域包括支援センターの運営費が主なものでございます。19ページの介護予防・生活支援サービス事業費は、1,135万4,000円の減額で総合事業の「よつば」、リハビリ教室「あゆみ」、訪問サービスAと介護予防ケアプランの作成委託料の減額が主なものでございます。20ページの一般介護予防事業費は254万7,000円の減額でございます。22ページの基金積立金は1,000万円に利子の39万3,000円を加えた、1,039万3,000円を介護給付準備基金に積み立てるものでございます。23ページの諸支出金の償還金及び還付加算金は2万4,000円の減額でございます。24ページの予備費は3,949万1,000円増額するものでございます。以上、提案内容を申し上げました。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○小林（11番）

介護保険料がかなり減額補正になっているわけなんですけれども、この減額補正になっている主な理由ということについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○保健福祉課長

ただいまのご質問にお答えいたします。当初予算におきまして見込んでいました被保険者数が、年度末までに84名減少したものでございます。以上でございます。

○議長

よろしいですか、はい。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて、専決第9号、令和3年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。日程第12、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、専決第10

号、令和4年度辰野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和4年度辰野町一般会計補正予算（第2号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は新型コロナワクチン接種に係る専決補正予算であります。補正総額は5,023万円の追加で予算総額は93億4,874万円となりました。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては国庫支出金の追加であります。歳出につきましては民生費で、60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方への4回目接種を主に、6月1日以降の新型コロナワクチン接種に係る費用を追加するものであります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますのでご審議の上、原案ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論に入ります。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、専決第10号、令和4年度辰野町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第13、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて、専決第11号、辰野町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第11号、専決処分の承認を求めることについて、辰野町税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。令和4年度税制改正によりまして地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令等が、令和4年3月31日に公布され

たことに伴い辰野町税条例の一部を改正しましたので、議会の承認を求めるものでございます。令和4年度税制改正につきましては住民税関係としまして、特に省エネ性能の高い住宅について住宅ローン控除の特例を拡大するもの、公的年金等控除額の算出に退職手当等所得を含まないこととするための、扶養親族申告書等各種様式の整備、株式等配当所得、譲渡所得等について公平性の観点から所得税と住民税の課税方式を統一するための諸整備、また資産税関係としましては景気回復の観点から令和4年度に限りまして、商業地等の課税標準額の上昇幅を半減し緩和措置を行うもの、貯留機能保全区域、災害時等に河川からあふれた水を一時的に貯留できる指定区域となりますが、これの課税標準の特例の創設、DV被害者への対応としまして固定資産税関係証明書などの住所表記を総務省令で定めるものとするための整備などが主なポイントとなります。新旧対照表で説明を申し上げます。なお上位法令の改正による条項ずれまた字句の修正については説明を省略させていただきます。1ページをご覧ください。第18条の4は納税証明書を交付する際の住所の表記を、DV被害者等に対する措置としまして総務省令で定める記載とするための所用の改正になります。1ページ終わりからをご覧ください。第33条第4項は上場株式等の特定配当所得、また3ページの同条第6項は上場株式等の特定譲渡所得について、住民税と所得税の課税方式の統一関係の改正になります。総合課税または分離課税を確定申告書によってのみ適用としまして、住民税のみ課税をしないとします申告は規定を削除します。4ページからをご覧ください。第34条の7は寄附金控除の対象法人のうち公益社団法人及び公益財団法人の特例部分の法人を、7年間の経過措置の終了により削除します。5ページの下からをご覧ください。第34条の9です。住民税と所得税の課税方式の統一関係の整備になります。配当割額や株式譲渡所得割額の税額控除を、確定申告書の記載によってのみ適用とする改正になります。11ページをご覧ください。第36条3の3は公的年金等受給者の扶養親族申告書に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者及び16歳以上の扶養親族を明記するように規定の整備をするものです。14ページからをご覧ください。第73条の2及び15ページの第73条の3は固定資産課税台帳の閲覧また証明書についての規定の中で、DV被害者等に対する住所表記の措置の規定を追加するものになります。15ページ中ほどからの附則第7条の3の2につきましては、住宅ローン控除の適用期限を最大5年、入居要件の期限を4年延長する改正に伴う規定の整備になります。16ペ

一ページ中ほどからをご覧ください。附則第 10 条の 2 第 2 項は法改正による参酌基準の改正によりまして、特例割合を 5 分の 4 に改めるものです。18 ページの一番下になりますがご覧ください。第 19 項につきましては貯留機能保全区域の指定を受けた土地にかかる課税標準の特例措置の割合を、参酌基準の 4 分の 3 とする規定を追加するものになります。19 ページから 20 ページをご覧ください。附則第 10 条の 3 第 8 項及び第 10 項になりますが、省エネ改修工事を行なったり省エネ性能の高い認定住宅等の、住宅ローン控除の特例の拡充に伴う改正の規定の整備になります。21 ページをご覧ください。附則第 12 条は景気回復の観点から令和 4 年度分に限り商業地の課税標準額の上昇幅を半減し、2.5%に緩和する規定を追加するものになります。22 ページからをご覧ください。附則第 16 条の 3 になります。株式等の配当所得等に係る申告分離課税について、住民税と所得税の課税方式の統一関係の整備として、住民税のみを課税しないとする申告に関する規定を削除します。24 ページ下からをご覧ください。附則第 19 条の 9 第 4 項、また 26 ページの附則第 19 条の 10 第 4 項、27 ページの第 6 項は特例適用利子及び特例適用配当、また条約適用利子及び条約適用配当について、この規定につきましても住民税と所得税の課税方式の統一関係の整備として、住民税のみ課税をしないとする申告の規定を削除します。29 ページをご覧ください。改正前の第 25 条になりますが、附則第 7 条の 3 の 2 の改正によりまして、住宅ローン控除の延長に伴い延長期間を重複規定として削除します。続きまして 31 ページの第 2 条による改正をご覧ください。第 36 条の 3 の 3 第 1 項は法改正に合わせ令和 3 年度の改正部分を更に改正するものになります。公的年金に係る扶養親族申告書について 16 歳未満のものを含み明記するものとする改正になります。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 11 号、辰野町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありま

せんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 14、議案第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 12 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。令和 4 年度税制改正によりまして地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令等が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴いまして、辰野町都市計画税条例の一部を改正しましたので、議会の承認を求めるものになります。新旧対照表で説明申し上げます。1 ページ目になります。附則第 2 項から第 5 項につきまして地方税法附則の改正により、引用条項の項番号にずれが生じたための改正でございます。2 ページをご覧ください。附則第 6 項は貯留機能保全区域の指定を受けた土地にかかる、課税標準額の特例措置の割合を参酌基準の 4 分の 3 と定める規定の追加となります。7 項からこの 6 項の追加によりまして、項番号は 1 個ずつ繰り下げになります。附則第 8 項は景気回復激変緩和の観点から、宅地等に係る都市計画税の特例のうち商業地等に係る本年度の課税標準額の上昇幅を、令和 4 年度に限り 5% から 2.5% とする改正になります。3 ページからの附則第 10 項から第 16 項は、附則第 6 項の追加による各項番号または本文中の附則の項番号にずれが生じたものです。5 ページ中ほどになります。附則第 17 項は地方税法附則の第 15 条の各項について法改正に伴い、引用条項の項番号ずれ及び追加条項が生じたための改正を行うものになります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 12 号、専決処分の承認を求める

ことについて、専決第 12 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 15、議案第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 13 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。上位法令の地方税法等一部を改正する法律等が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正しましたので議会の承認を求めるものになります。お手元資料の新旧対照条文をご覧ください。1 ページをご覧ください。第 2 条第 2 項におきまして中間所得層の負担に配慮しまして、基礎課税額の課税限度額を 63 万円から 65 万円に引き上げ、第 3 項におきまして後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を 19 万円から 20 万円に引き上げるものでございます。次に第 23 条につきましては第 2 条で課税限度額を引き上げたことに伴いまして、基礎課税額の減額の上限を 63 万円から 65 万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税額の減額の上限を 19 万円から 20 万円に引き上げる改正でございます。また附則第 2 項は文言の所要の改正になります。以上提案説明を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 13 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異

議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 13 号は原案のとおり承認することに決しました。只今より、暫時休憩といたします。なお再開時間は 11 時 30 分、11 時 30 分といたしますので時間までに入場をお願い申し上げます。

休憩開始 11 時 18 分

再開時間 11 時 30 分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第 16、議案第 14 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 17、議案第 15 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 18、議案第 16 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上 3 議案を一括議案といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 14 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。令和 3 年度の人事院勧告に伴う国家公務員等の改正給与法が、令和 4 年 4 月 6 日に国会で可決、成立したことを受けて町議会議員及び町の特別職である町長、副町長、教育長の期末手当を減額とするため条例の一部を改正するものであります。お手元に議案本文と新旧対照表がございますが、今回は本文の資料でご説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。第 1 条関係、町議会議員については期末手当の支給月数を 100 分の 5、年間で 100 分の 10 になりますが引き下げ 100 分の 162.5 とし、第 2 条関係、町の特別職の支給月数についても同様に改めます。施行日は令和 4 年 6 月 1 日からとし、附則 2 に記載してありますとおり、支払い済の令和 3 年 12 月期の減額分を令和 4 年 6 月の期末手当で調整いたします。続きまして議案第 15 号に移ります。議案第 15 号、辰野町会計年度任用職員の

給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。議案第 14 号同様、令和 3 年度の人事院勧告を受け、会計年度任用職員の期末手当を減額とするため条例の一部を改正するものであります。期末手当の支給月数について、フルタイム、パートタイムともに 59 歳以下の会計年度任用職員は、100 分の 7.5、年間で 100 分の 15 になりますが引き下げ 100 分の 120 に、60 歳以上の職員は 100 分の 5、年間で 100 分の 10 引き下げ 100 分の 67.5 といたします。施行日は令和 4 年 6 月 1 日からといたします。会計年度任用職員については単年度の任用でございますので、改定の翌年度からの適用とし令和 3 年 12 月期についての減額調整は行いません。続きまして議案第 16 号に移ります。議案第 16 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。議案第 14 号、15 号同様、令和 3 年度人事院勧告を受けて一般職の職員の期末手当を減額とするため、条例の一部を改正するものであります。一般職の職員は期末手当の支給月数を 100 分の 7.5、年間で 100 分の 15 引き下げ 100 分の 120 に、特定管理職については 100 分の 100 に、再任用職員については 100 分の 5、年間で 100 分の 10 引き下げ、100 分の 67.5 に、再任用職員であって特定管理職は 100 分の 57.5 にそれぞれ改めます。特別職等と同様に令和 4 年 6 月 1 日からの施行とし、支払い済の令和 3 年 12 期の減額分は令和 4 年 6 月の期末手当で調整いたします。以上提案理由を申し上げます。各議案についてご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより議案第 14 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 15 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第 16 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について一括して質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 14 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する

る条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 14 号は原案のとおり可決されました。次に議案第 15 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 15 号は原案のとおり可決されました。次に議案第 16 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 16 号は原案のとおり可決されました。日程第 19、議案第 17 号、辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 17 号、辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。太陽光、小水力、風力などの再生可能エネルギーを利用した発電施設の設置及び維持管理につきましては、住民の安全安心な生活の確保を目的としまして、令和 2 年度に制定されたこの条例に基づいて運用をいただいております。しかし条例制定後も設置に関して災害の発生が危惧される計画、また転売等によりまして施設の管理や有事の際の対応に不安のある施設などが増加してきたことから、未然に事故やトラブルを防ぎ、周辺住民の安全安心な生活の確保の強化を図るため、条例の改正を提案することとなりました。改正の概要について簡単に説明させていただきます。災害の誘因が懸念

されるものとして「森林等の竹木の伐採を含む計画」、また転売後の対応に不安のある「低圧分割案件とみなされる計画」の申請を受け付けないものとしまして第6条を改めています。また安易な転売を抑制し周辺住民から理解のある事業とするため、第17条において承継前の関係区の同意を追加しております。そのほか周辺住民の範囲を拡充する規定、撤去費用の確保を強化する規定を含んだ改正となっております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第17号につきましては、会議規則第37条の規定により、福祉教育常任委員会に付託したいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号は福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第20、議案第18号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第18号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。低所得者の保険料軽減強化について、減額賦課を継続し低所得者の負担を軽減するため条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表をご覧ください。第3条第4項第3号におきまして、低所得者の保険料減額賦課の対象終了年度を令和3年度から令和5年度に延長するものでございます。この条例は令和4年4月1日から適用でございます。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 18 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 なし)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 18 号は原案のとおり可決されました。日程第 21、議案第 19 号、令和 4 年度辰野町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

はい。令和 4 年度辰野町一般会計補正予算（第 3 号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、地域おこし協力隊等の活動費、防災行政無線改修工事、地方創生臨時交付金事業、町民体育館バスケットゴール改修工事等を追加するものであります。補正総額は 1 億 2,895 万円の追加で、予算総額は 94 億 7,769 万円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと歳入につきましては国庫支出金、寄附金、繰越金、諸収入及び町債の追加と県支出金の減額であります。歳出につきましては総務費で、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行うことが困難であった、地域おこし協力隊への支援措置として報償及び活動負担金、集落支援員報償の増額、湯にいくセンター高圧受電設備改修工事、昨年開催の中学生議会で要望のありました通学路への時計設置工事、防災行政無線の機能強化のための改修工事、光通信網支障移転工事、新型コロナウイルス感染症対策として園児おむつ回収業務委託、学校給食費負担金等の地方創生臨時交付金事業の追加です。民生費では身寄りのない方が亡くなった際の埋葬に係る費用、保育園を利用していない保護者の休息を目的とした一時預かり事業の利用料を助成する家庭保育保護者支援事業助成金、保育園スチームコンベクションオープンの物価高騰に伴う当初予算計上額不足分の追加であります。衛生費では子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が差し控えられていた期間に、自費接種した方への助成金の追加です。農林水産業費及び商工費では、地域おこし協力隊の報償と活動負担金の追加です。土木費では、社会資本整備総合交付金事業から切り離し、新たに創設さ

れた通学路緊急対策交通安全事業への組み換えです。消防費では、下辰野区の火の見櫓の撤去に対する補助金の追加です。教育費では、西小学校給食室照明改修工事に係る資材価格高騰による当初予算計上額の不足分、スポーツ振興くじ助成金の採択による荒神山の町民体育館バスケットゴール改修工事の追加が主なものです。災害復旧費では、令和3年8月災害のうち、令和4年度に国へ申請するもので河川3箇所、道路1箇所の復旧工事費の追加です。地方債補正につきましては、公共事業等債の組替えと防災行政無線改修工事と災害復旧費の財源とする地方債の追加です。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第22、議案第20号、令和4年度辰野町保健福祉センター空調設備改修工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第20号、令和4年度辰野町保健福祉センター空調設備改修工事（機械設備）請負契約について、提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては令和4年5月10日、一般競争入札に付した結果落札者が決定しましたので、請負契約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は令和4年度辰野町保健福祉センター空調設備改修工事（機械設備）、契約の方法は一般競争入札、契約金額は5,332万8,000円、契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字赤羽546番地2、加藤設備工業有限公司でございます。なお、一般競争入札の応札者は5社でありました。以上、提案理由を申し上げます。工事内容につきましては、保健福祉課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○保健福祉課長

それでは工事内容についてご説明申し上げます。辰野町保健福祉センターは平成10年に竣工し、今年で24年が経過いたします。この保健福祉センターの空調設備におきましては適切なメンテナンスを行ってまいりましたが、築年数の経過とともに老朽化が進んでまいりまして、近年では空調機能の効きが弱くなってまいりまし

た。また空調設備は全館対応の冷温水循環型の空調を使用しており、建物の一室を使用するにも全館空調を入れなければならない非効率的なものでございます。このような大きな室外設備からは大きな騒音が出ており、近隣住民からは苦情を寄せられておりました。そこで今回の改修工事は全館対応型から部屋ごとに空調を設置し、騒音対策や効率性を考慮した内容でございます。室外機 12 台、天井吊り下げ型の室内機 27 台、業務用のパッケージエアコン 2 台、ルームエアコン 2 台の計 31 台を設置し、既存の空調設備を撤去するものでございます。以上、工事内容を説明申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤 (1 番)

記憶で申し訳ありませんけども、本年度の当初予算、新規事業の説明のところで 8,000 万円ほどの事業費が計上されていたんじゃないかと思うんですけども、今回の落札以外に今後工事あるいは事業費で予定してる分があるんでしょうか。

○保健福祉課長

今回、提案さしていただきました改修工事でございますが、機械設備に係わる部分でございます。このほかに今回の工事に伴って電気設備の改修工事も必要になりまして、合わせて 8,000 万の金額となるものでございます。

○議 長

ほかにございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 20 号、令和 4 年度辰野町保健福祉センター空調設備改修工事（機械設備）請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。日程第 23、議案第 21 号、令和 4 年度公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）請負工事についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めま

す。

○まちづくり政策課長

議案第 21 号、令和 4 年度公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）請負契約について提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、令和 4 年 5 月 17 日、一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、令和 4 年度公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）、契約の方法は一般競争入札、契約金額は 1 億 1,583 万円、契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字赤羽 558 番地 3、株式会社岡谷組辰野営業所でございます。なお、一般競争入札の応札者は 4 社でありました。以上、提案理由を申し上げます。工事内容につきましては、建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

工事内容について説明申し上げます。荒神山公園町民体育館は昭和 50 年に使用開始されまして、現在まで約 47 年利用されている体育館となります。体育館内部の天井を始め壁等の補修や改修が必要な箇所が多くみられております。また電気設備の改修の必要性もあることから体育館の長寿命化対策工事として行うものでございます。工事内容ですけれども仮設の足場の設置工事、競技場と観覧席に足場を組みます。面積的には 1669 平米、競技場につきましては高さが 12 メートルから 16 メートルになる足場を組む予定です。天井等の撤去工事ですが観覧席の天井がありますが、その撤去約 600 平米、鉄骨工事として補強工事を行います。またアリーナ内部改修工事として壁の補修を約 800 平米予定しております。また電気設備工事として電気の LDE 化の方に努めていきたいと思っております。この工事に伴いまして令和 4 年 9 月から令和 5 年 3 月の 7 箇月間、体育館の全面使用禁止となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。工事内容につきましては以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 21 号、令和 4 年度公園施設長寿命化対策工事（荒神山公園町民体育館）請負工事についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 21 号は原案のとおり可決されました。日程第 24、地方自治法施行令第 146 条第 2 項、地方公営企業法第 26 条第 3 項、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項、及び地方自治法第 180 条の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。

報告第 1 号、令和 3 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第 2 号、令和 3 年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書、報告第 3 号、令和 3 年度辰野町土地開発公社事業決算書及び令和 4 年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について、報告第 4 号、専決処分の報告について。以上、4 件について順次報告を求めます。最初に報告第 1 号の報告を求めます。

○まちづくり政策課長

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、令和 3 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告します。2 款 1 項の庁舎管理事務は役場庁舎 2 階暖房器具設置工事。企画事務は社会保障税番号システム整備に係る、上伊那広域連合負担金です。3 款 1 項の子育て世帯への臨時特別支援事業先行給付金給付事務、下段の子育て世帯への臨時特別支援事業追加給付金給付事務は、3 月末に生まれた子に対して 4 月以降に支給する給付金であります。住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務は未申請と家計急変した世帯への給付金と手数料等であります。6 款 1 項の農業委員会事務は農業委員用タブレット端末 14 台の購入費、町単土地改良事業は、下辰野大堰の水路改修工事であります。7 款 1 項の商工事業は辰野町第 6 波対応事業者支援金であります。8 款 2 項の社会資本整備総合交付金事業は、町道 14 号線舗装工事、道路メンテナンス事業は中の橋及び篤原橋の補修工事。8 款 4 項の都市計画総務事務は荒神山の町民体育館における公園施設長寿命化対策工事であります。10 款 2 項の西小学校管理事務、東小学校管理事務、南小学校管理事務、川島小学校管理事務、10 款 3 項の辰野中学校管理事務は感染症対策の消耗品、パーテーションや空気清浄機ほか備品の購入、カーテンクリーニング、エアコンフィルターの清掃等です。10 款 6 項

の文化財保護事業は小野しだれ栗自生地災害復旧工事です。11 款 1 項の現年災町単農地災害復旧事業は、沢底青山地区等農地災害復旧事業全 60 箇所、下段の現年災農業施設災害復旧事業は補助事業で、下雨沢地区災害復旧事業全 16 箇所、同じく 11 款 1 項の現年災町単災害復旧事業は林道桑澤線等 5 路線、現年災林道施設災害復旧事業は補助事業で、林道今村線等 7 路線の復旧工事費等であります。11 款 2 項の現年災町単災害復旧事業は下辰野町道 4 号線等 9 路線、下段の現年災災害復旧事業は補助事業で、大石平町道 57 号線等道路 6 箇所、大沢川等河川 6 箇所の工事請負費等でございます。これらすべての事業費につきまして令和 4 年度への繰越手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。各事業の補助金の確定時期、または適正工事期間の関係等により、年度内に完了困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で 7 億 9,585 万 4,000 円です。以上、報告いたします。

○議 長

次に報告第 2 号の報告を求めます。

○建設水道課長

報告第 2 号、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により令和 3 年度辰野町上水道事業会計建設改良費予算繰越計算書を報告します。1 款 1 項の横川踏切下配水管改良実施測量及び地質調査業務委託につきまして、令和 4 年度へ繰越手続きを行い事業実施いたします。JR の敷地内の調査であり、適正な委託期間の関係等により年度内に完了が困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で 869 万円です。以上、報告します。

○議 長

次に報告第 3 号について報告を求めます。

○事業者緊急支援担当課長

はい。それでは報告事項第 3 号でございます。令和 3 年度辰野町土地開発公社事業決算書及び令和 4 年度の辰野町土地開発公社の事業計画書につきまして報告いたします。はじめに前段に綴ってございます令和 3 年度の辰野町土地開発公社事業報告書からご説明いたします。まず 1 ページをご覧ください。概要を申し上げます。令和 3 年度の事業につきましては、造成用地平出四ッ角地区 129 平米を処分いたしました。理事会につきましては 2 回の理事会におきまして、全議案ご承認及び可決いただきました。続きまして令和 3 年度辰野町土地開発公社事業会計決算書でござ

います。1枚おめくりください。1ページをご覧くださいまして、まず収益的収入及び支出でございます。収入では、住宅用地の売却やその他の用地の貸付け等の附帯等事業収益こちらを合わせまして、事業収益で725万8,970円また事業外収益として115万5,591円、合計で841万4,561円となりまして、支出では事業原価で129万2,000円、販売費及び一般管理費が22万883円、事業外費用が115万5,143円、合計266万8,026円、純利益につきましては574万6,535円となりました。こちらの純利益につきましては、4ページの損益計算書の当期純利益と一致いたします。続きまして2ページをご覧くださいと思います。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入につきましては、短期借入金の5億3万円、資本的支出につきましては、短期の借入金の償還金5億132万2,000円でした。資本的収入額が資本的支出額に不足する額129万2,000円は、損益勘定留保資金で補填いたしました。続きまして3ページをご覧ください。財産目録でございます。資産につきましては、現金預金5,269万2,515円、完成土地等2億3,614万7,934円、資産合計は2億8,884万449円、負債は短期借入金の2億5,673万8,000円、負債合計2億5,673万8,000円であります。差引純資産としまして3,210万2,449円でございます。続きまして5ページをご覧ください。貸借対照表でございます。資産の部で、流動資産合計は2億8,884万449円で資産の部合計も同額であります。負債の部で短期借入金につきましては2億5,673万8,000円、流動負債合計及び負債の部合計も同額でございます。続きまして資本の部です。基本財産300万円、前期の繰越準備金が2,335万5,914円、当期純利益が574万6,535円を計上しまして、資本の部合計は、3,210万2,449円。負債・資本の部合計は、2億8,884万449円となりました。6ページにつきましては、キャッシュ・フロー計算書、7・8ページにつきましては、収益的収支資本的収支の明細書でございます。説明につきましては省略させていただきます。次に1枚めくっていただきまして、令和4年度の辰野町土地開発公社の事業計画書でございます。1ページをご覧ください。基本計画といたしまして、公有地の処分事業はありませんが、賃貸による貸付そして継続事業として2地区を計画執行してまいります。土地造成事業では、処分事業予定面積として2地区、約1,244平米の分譲を予定し、継続事業と合わせまして7地区の分譲及び造成、売却計画を実施してまいります。次に、令和4年度辰野町土地開発公社事業会計予算書でございます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出は、ともに1,670万7,000円ござい

ます。2 ページの資本的収入及び支出では資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が1,523万8,000円となり、損益勘定留保資金で補填するものでございます。内訳としましては、資本的収入は短期借入金5億円、資本的支出は5億1,523万8,000円でございます。3 ページ以降につきましては、予算の実施計画を添付させていただきました。ご覧いただきたいと思っております。以上、辰野町土地開発公社の令和3年度事業報告及び令和4年度の事業計画について報告させていただきました。以上です。

○議長

次に報告第4号について報告を求めます。

○総務課長

報告第4号、専決処分の報告について、地方自治法第180条の規定により、町が損害賠償の責を負うものについて、専決処分を行いましたので報告いたします。町の道路施設による財物事故1件であります。令和3年12月30日、上辰野中央の大型商業施設付近の町道において、相手方の自動車が商業施設の駐車場へ入ろうとして通行し、対向車とすれ違った際、側溝に架かっていた鉄板が前輪の通過で跳ね上がり、運転席ドアの下部を一部損傷させてしまったものであります。示談が成立し、賠償金額3万800円を支払いました。専決日は令和4年2月28日であります。本件の補償につきましては、全国町村会・損害賠償保険にて処理いたしました。以上報告いたします。

○議長

ただ今、4件について報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第25、請願・陳情等についてを議題といたします。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議長

以上、第3号、第4号、第5号、第7号は、総務産業常任委員会へ付託、第6号

は、福祉教育常任委員会へ付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって文書表のとおり各常任委員会へ付託することに決しました。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦勞様でした。

1 1. 散会の時期

5月31日 午後 12時 16分 散会